株式移転に伴う PTS 制度信用取引の取扱いについて(株式移転期日 2024 年 7 月 1 日)

株式移転に伴い完全子会社となる会社 1 社(表1)の PTS 制度信用取引の取扱いについては、 下記のとおりとなりますのでお知らせいたします。

表 1

| 親会社 (a) | 完全子会社となる会社 (b) | | 株式移転 | 割当比率 |
|---|---|-----------|----------|---------------------------|
| | | 上場廃止日 | 期日 | |
| (株)構造計画研究所ホールディングス (208A) PTS制度信用銘柄 (売買単位:100 株) | (株)構造計画研究所 (4748) PTS制度信用銘柄 (売買単位:100 株) | 2024.6.27 | 2024.7.1 | (b)株式1株 につき(a)株 式1株 |

記

1. PTS制度信用取引の継続等について

表1の完全子会社となる会社株式は、上場廃止日にPTS制度信用銘柄の選定を取り消されることとなりますが、PTS制度信用取引の未決済勘定については、株式移転期日からは、親会社株式のPTS制度信用取引残高として継続することができます。

2. 株式移転に伴うPTS制度信用取引の未決済勘定の調整について

完全子会社となる会社株式1株に対して割り当てられる交換対象会社の株式数が、表1のとおりであるため、株式移転期日の前日における完全子会社となる会社株式のPTS制度信用取引の未決済勘定については、株式移転期日をもって、その貸付株数(売付株数)及び買付担保株数(買付株数)並びに1株の原始約定価格は調整せずに、(株)構造計画ホールディングス株式の建玉に読み替えます。

3. 応当日について

完全子会社となる会社株式において、最終弁済申出期日である6か月目の応当日が、上場廃止日(6月27日)から6月28日までの間に到来する場合は、これを株式移転期日(7月1日)とします。